

岐阜県消費者教育推進計画(案)に対する意見とその対応について

番号	項目	該当頁	ご意見等の内容	ご意見等に対する県の考え方
1	第1章-1 趣旨	1	消費者教育推進法が施行され、岐阜県の教育委員会は全国に先駆けて消費者教育フェスタを開催し、各地域の学校が消費者教育スモールステージを実施されていることなど、岐阜県教育委員会は大変積極的な取り組みをしていると思います。ただ、相談員が講師に依頼されているのは見えますが消費者行政担当課がどの程度関わっておられるか？消費者情報が最も発信できる機関の関わりが重要と感じました。	消費者教育スモールステージの改善すべき点については、県教委と協力しながら効果的な事業実施に努めます。
2	第4章-1 学校における教育	7,8	消費者教育の意識や当事者性が高くなるのは高校・大学・専門学校の年代世代です。教育課程にしっかり組み込まれるようにしていく必要がある。「私の失敗」アンケートや作文募集もして。	高等学校においては家庭科、現代社会等の教科の学習指導要領に消費者教育の内容が位置づけられています。大学、専門学校においては、各学校の独自の取り組みとなるため、県としては、これまでの出前講座だけでなく、学校が取り組みやすいような教材の作成と人材育成に取り組む予定です。
3	第4章-1 学校における教育	8	上記の世代の再度教育として職域における教育は大切と考えます。ある程度の社員規模の事業所でないと開催されないのが残念です。もう少し具体性を持たせ事業主に働きかけをしたらどうだろうか。	今年度、事業者等への消費者教育の状況調査を実施し、優れた取り組み事例を紹介するパンフレットを作成しました。今後は、事業者団体等を訪問し、働きかけを行います。
4	第5章-2 (1)学校 【幼稚園、小学校、中学校、高校、特別支援学校】	10	消費者教育の推進のために、国の段階では文部科学省と消費者庁の連携が必要となるように、県の段階でも教育委員会との連携が必須の課題と考えます。具体的な取組内容の中に「岐阜県教育委員会との連携を進める」というような表記が必要と考えます。教育委員会と認識や目標を一致させ、お互いの役割分担を明確にし、サポートしあうという関係作りが必要だと思えます。	この計画については、県民生活相談センターが主となって作成していますが、各施策の推進については、関係各課がお互いの役割分担を明確にし、連携を取りながら実施していくものであるため、「教育委員会との連携」という表現をしていません。
5	第5章-2 (1)学校 【幼稚園、小学校、中学校、高校、特別支援学校】	10	学校教育になると保育園ははずれるが、近年は働いている女性も多く、保育園に通園する子どもが多いので、保育園へのアプローチが必要。	今年度、幼稚園における消費者教育の実態把握を目的として調査を実施しました。保育園についてもヒアリング等を実施して現状を把握し、アプローチを進めていく予定です。
6	第5章-2 (1)学校 【幼稚園、小学校、中学校、高校、特別支援学校】	11	知っくBOOK、WEB版、DVD版の授業案作成、配布、出前授業など、既存のものの活用をもっと記載。教材作成は重要であるが、アンケートにも使われていない割合が高かったためそれをあげていく仕組みづくり(どの教材もほしい)をすべき。知っくBOOKでさえほとんど知られていない、教育委員会と連携しなければ広がらない。こちらも教育委員会との連携の記述が必要、教育委員会との連携なくして消費者教育の学校での実施は難しいと思います。	副読本等既存の教材の活用については16頁に記載します。新たな教材作成については、対象や分野ごとに充実する必要がある部分について作成することとしており、既存の教材については、引き続き、周知を含め、教育委員会と連携して積極的に活用を進めていきます。この計画において、各施策推進については、関係各課と連携を取りながら実施していくものであるため、「教育委員会との連携」という表現をしていません。

岐阜県消費者教育推進計画(案)に対する意見とその対応について

番号	項目	該当頁	ご意見等の内容	ご意見等に対する県の考え方
7	第5章-2 (2)学校 【大学、専門学校】	11	岐阜大学と岐女短には大学生協があります。2つの大学生協では、学生組合員の有志の学生委員会が学内でさまざまな取り組みを行っています。そこの連携した取り組みは考えられないでしょうか。	連携を検討していきます。
8	第5章-2 (2)地域	12	当町のような郊外の町では、契約に対する知識を住民が十分持っていない状況にあり、この部分の取組が必要であると考えます。	県で作成している啓発チラシや消費生活出前講座をご活用ください。
9	第5章-2 (2)地域 (3)家庭	12,13	障害→障がい、子供→子ども がよいかと。	修正します。
10	第5章-2 (3)家庭	13	家庭では教材だけでなくネット社会の情報提供	作成する教材にネット社会についての内容を盛り込むよう検討します。
11	第5章-3 【教員を対象とした研修、教材開発】	14	アンケートについて、「消費者教育」を理解していないことがありうる。	アンケートの内容については、小中高それぞれ先生から助言を得て作成しており、誤解のないような表現にしています。また、法律や調査の趣旨を事前に説明して実施しています。
12	第5章-3 【消費者教育拠点としてのセンター機能の充実】	15	センターが受けた相談情報を具体的に出してほしい。専門の相談員が経験を活かした出前講座は受講する側にとって、大変役に立つ講座になると思います。しかし、現実には消費者啓発推進員による出前講座が35%を占めて、機能しているようですが活動できるグループも偏りがち。推進員に相談現場経験する人がいる場合は信頼できますが、余興的要素であっても信頼できる内容であるよう、定期的な研修制度を企画していただけると、推進員となられた方も自信がつくのではないかと思います。(内容は相談員からの生の具体的な相談情報が求められています。HPやチラシの情報ではうわすべりで内容が浅くなります)	出前講座では、相談員が講師を務める場合と啓発推進員が寸劇を行う場合がありますが、それぞれに利点があります。その利点を活かすことができるよう、啓発推進員等を対象とした研修では、効果的な伝え方やシナリオ作成の注意点の他、相談事例等の情報提供も併せて行っていきます。
13	第5章-3 【消費者教育拠点としてのセンター機能の充実】	15	頼れる消費者先生(仮称)の養成とても良い企画に思います。対象者を記されていた消費者団体、事業者団体等の担当者に留めては「頼れる先生になって頼まれた先生」で終わりそうに見えます。広げて、研修の後に検定試験を行って認定されるとなるとチャレンジする方も多いのでは？	「頼れる消費者先生(仮称)」については、事業者や団体の現状を把握しながら、効果的な方法を検討します。

岐阜県消費者教育推進計画(案)に対する意見とその対応について

番号	項目	該当頁	ご意見等の内容	ご意見等に対する県の考え方
14	第5章-4 教育教材等の作成・活用について	16	具体的取組内容に【学校現場で使える副教材の作成、充実】があります。小中学校用副読本として、昨年岐阜県教育委員会学校支援課で発行した「消費者知識知っくBOOK」があります。内容的にもなかなかすぐれた副読本です。県として新たな教材の作成をするより、「消費者知識知っくBOOK」の具体的な活用を教育委員会とともに進めた方が効果的だと考えます。	新たな教材作成については、対象や分野ごとに充実する必要がある部分について作成することとしており、既存の教材については、引き続き、周知を含め、教育委員会と連携して積極的に活用を進めていきます。
15	第5章-5 多様な教育の担い手との連携	17	地域には、年配の教育経験者等が数多く無償のボランティアで活動しています。子供向け、大人向けのお話の仕方もツボを心得ており、啓発教育の担い手として活かすこともありでは？ (岐阜市の歴史博物館のボランティアを参考にしています)	教育関係者の活用については、消費者教育の担い手育成の検討材料とします。
16	第5章-5 多様な教育の担い手との連携	17	各主体が取り組むべき内容 ■市町村 ・消費者教育推進協議会の設置、消費者教育推進計画の策定となっているが、法律では市町村は努力義務規定となっている。「べき」という表現でよろしいか。	県として、この計画を効果的に推進するためには各主体と連携して取り組む必要があると理解しており、それぞれに役割を担っていただきたいという趣旨で記載しており、義務という趣旨ではありません。
17	第5章-5 多様な教育の担い手との連携	17	この項目については全く連携のイメージのみで、県のやることとしては、「それぞれの取り組みを支援し、協力関係を築きながら、相互の連携により情報共有を図っていきます」とのみ記述されています。特に市町村の取り組むべき内容として、「消費者教育推進地域協議会の設置」と「消費者教育推進計画の策定」があげられていますが、私どもの実施した「平成25年度消費者行政アンケート」では、前者については、設置を「予定している」1、「予定していない」全体 全体19、「未定」16であり、後者については、策定を「予定している」1、「予定していない」18、「未定」17となっています。(1月10日集約分まで)消費者教育の推進には、市町村の積極的な取り組み姿勢が必須の課題です。県としてそのための積極的な支援が必要と考えます。	協議会の設置、計画の策定について働きかけていきます。
18	第6章-1 他の消費生活に関連する教育との連携	18	教育し、予防が基本ですが、おきてしまった失敗から学ぶことも大切なので、警察、弁護士、裁判所などと連携し、話していただくのも有効と考えます。	依頼者の希望に応じて、出前講座を警察や弁護士会等と連携して実施することは可能です。
19	第6章-1 他の消費生活に関連する教育との連携	18	消費者教育に関する出来事、受章、表彰等を常にメディアに提供し、マスコミで広報してもらうのも大切です。	マスコミ等を通じて積極的に情報提供を行っていきます。

岐阜県消費者教育推進計画(案)に対する意見とその対応について

番号	項目	該当頁	ご意見等の内容	ご意見等に対する県の考え方
20	概要		児童、生徒への消費者教育を充実させることは勿論ですが、教員に対する消費者教育も充実させる必要があると思います。センターでの研修や、各市町村窓口での研修など。	15頁に記載済みです。
21	全体		現在、健康福祉部生活衛生課が事務局となって、「岐阜県食品安全行動基本計画～第3期～」が検討されています。これも「消費者教育推進計画」と同様に、平成26年から平成30年までの5年間の計画ですが、全ての施策に「指標」という形で、年度ごとの数値目標が設定してあります。「消費者教育推進計画」も同じように数値目標の設定が必要ではないでしょうか。数値目標の設定があると、定量評価が可能になり、到達点評価や振り返りがしやすくなります。	今後、指標項目等を検討していきます。
22	全体		「Ⅲ教育人材の育成・活用」と「Ⅳ教育教材等の作成・活用」を重点として設定している関係で、「県民生活相談センター」が進めていく独自の課題がここに集中しており、他の部局(教育委員会や市町村や他団体)と連携して推進することは記述されているものの、実際に進めていく課題としては弱さを感じます。消費者教育推進法の趣旨からいくと、人づくりの取り組みである以上、社会全体のさまざまな組織と連携しながら、息長く進めることが重要だと考えます。	今年度、事業者等への消費者教育の状況調査を実施する等、県内の消費者教育の状況把握に努めています。様々な組織との連携の重要性は認識しており、今後は、調査結果を踏まえ、効果的な推進を図っていきます。
23	全体		全体的に5年間の計画なので、ある程度数値目標を入れることが求められるのでは。とにかく目標を持つことが大切。	今後、指標項目等を検討していきます。
24	全体		「消費者教育」の名称をもう少しなじみやすく受取りやすい名前にしたらどうだろうか。「マネースクール」はベターだが、「お金を払うその前に」名称募集キャンペーンをしたりする。	消費者教育の対象範囲が広いため、別の名前で言い換えることは困難です。個々の施策・事業において検討します。
25	全体		消費に関することなので仕方がないと思いますが、もっと金融に関する知識、年金に関する知識を低年齢から身につけさせるべきであると考えます。 「入るを図り、出るを制す」 ライフプランの考え方ですが、「出る」ばかりでなく「入る」をもっと教育すべきです。日本においては投資教育も不足していると感じます。 「投資」は悪とまで言われなくても、何か後ろめたい感じでとらえられていると感じます。 「消費」→「金融」または「生活」に拡大して行って頂きたいです。 金融庁、厚労省と消費者庁のタイアップもご検討いただけたらと思います。	金融教育に関しては、岐阜県金融広報委員会と連携して推進していきます。また、今年度の金融教育展開モデル事業(岐阜大学とのコラボレーション事業)で作成した教材を活用して、子どもの頃からの金融教育に取り組んでいきます。